

平成 26 年度実施
東北大学大学院情報科学研究科
博士課程前期・後期入学試験問題
(2014 年 8 月 28 日)

専門試験科目 第 5 群
(外国人留学生)

言語・メディア群

注意

- 以下には、専門科目 5 問題が印刷されている。
- 受験者は、そのなかから 2 問題を選んで、答案用紙に解答すること。
- 問題 1 を選択した場合には、指定の解答用紙を使用すること。それ以外の問題を選択した場合は、答案用紙に問題番号を記入すること。
- 問題 5—1 あるいは問題 5—2 を選択した場合には、辞書を使用しても構わない。ただし、辞書は出題者が用意したものを使用するので、必要な場合には試験官に申し出ること。
- 試験終了後、答案用紙に加えて、この問題冊子も回収する。

東北大学大学院情報科学研究科 平成 26 年度実施上期（8月）入学試験

専門試験科目第5群 言語・メディア群

問題 1

「リスク」、「メディア」、「言語」の3語をキーワードとして、各自考えるところを600字以上800字以内の日本語でまとめなさい。その際、キーワードは3語とも用い、題名をつけて、首尾一貫した論理で記述しなさい。

※この問題を選択した場合には、指定された答案用紙に解答を記入すること。

問題 2

以下の文章を読んだ上で、ソーシャルメディアが広く普及している今日において人々に必要となるリテラシーについて、あなたの考えを英語または日本語で、解答用紙 1 枚程度で論じなさい。

「個人」という視点から、このソーシャルメディアとの付き合い方、つまりソーシャルメディア・リテラシーというものを考えてみたい。

まず始めに必要なリテラシーは、「アウトプット癖」である。

大げさな表現をすれば、古来アウトプット、つまり情報発信というものは崇高なものだった。価値あるものを世に発信する。共有するべき知的資産は、限られたものである。未だにほとんどの人の頭の中では、この「良質で限られたもののみがアウトプットされ、共有されるべき」という価値観が根付いている。

ソーシャルメディア・リテラシーでは、この価値観はまったく逆になる。まず何はともあれアウトプットするのである。まず発信するのである。それが価値あるものかどうかを自らの価値観だけで判断してはいけない。それが価値あるものかどうか。それは受け手が判断するのである。情報流通コストがほぼゼロになり、デジタル情報を蓄積するストレージの利用料も格安になった今、思いついた情報はまずオープンにするのである。

出典：小林慎和：ソーシャルメディア・リテラシー 未来を生き抜く必須スキル（個人編）

「日経ビジネスオンライン」（2011年4月19日）

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/tech/20110415/219445/>

問題 3

地域コミュニティにおけるメディアの役割について、あなたが特に重要だと思う点について、下記のなかから一つのメディアを取り上げ、具体的な事例をあげて、解答用紙 1 枚程度で、論じなさい。

- (1) テレビ
- (2) ラジオ
- (3) 新聞
- (4) ソーシャルメディア
- (5) その他（文中で何のメディアを取り上げたか明示しなさい。）

問題 4

以下の文章をふまえ、あなたが専門とする学問領域において「他者への共感」をどのように位置づけられるか、解答用紙 1 枚程度にまとめなさい（日本語で解答すること）。

トマス・パヴェル¹⁾は、虚構の世界というものは「わたし」とその「人生」とのあいだの「差」、「隔たり」に対する応答である、と興味深いことを言っている。われわれの一人ひとりは自分に与えられた「人生」を生きている。他者の目に映る、この「人生」を送っている者が、はたして「わたし」なのだろうか。どうもちがうようなのだ。この「人生」と「わたし」とのあいだには、隙間、ずれ、「遊び」があるのだ。ぴったりと重なり合っていたら、それこそわれわれが自分の肌を脱ぎ捨てることができないように（そんなことをしたら死んでしまう）、おのれの「人生」からほんのひとときであれ離れることはできないだろう。他人の立場に身を置いて、その人生を想像することはできないだろうし、そもそもそんな必要も感じないだろう。想像力が自由に動き回るためにには、想像力が入りこめるだけのすきま、「遊び」が、われわれとわれわれ自身とのあいだに必要なのだ。他者となること、他者のなかに身を滑りこませること。よく考えれば、そんなことは誰でもやっている。遊んでいる子供たちがふつうにやっていることだ。〔中略〕すぐれた文学作品は、そこにわれわれが没入するとき、われわれが他者の身に自分を置くことを、そのようにしてわれわれのものとは異なる世界の風景を眺め、異なる社会を観察することを可能してくれる。そこに生きる人々もまた、われわれ同様に、喜びと悲しみ、希望や苦悩を抱えた人間なのだと実感させてくれる。文学作品を読むことで、われわれは宗教やジェンダーや人種や階級や国民性といった「差異」に出会い、それらを学びつつ、そのような差異を持った他者の感情、思考、世界の見方に触れることができる。そしてあらゆる差異を超えて、自分と同じ「内面」を備えた他者に、人間として「共感」することができる。他者への共感ということを考えるとき、文学がきわめて有効な手段であることは間違いない。

注 1) ルーマニア出身の文学理論家、小説家。

出典 小野正嗣『ヒューマニティーズ 文学』岩波書店、2012 年 [一部改変]。

問題 5

以下の問題 5-1 (ドイツ語)、問題 5-2 (フランス語) のうちから 一つ を選択して解答しなさい。なお、この問題を選択した場合には、辞書を使用しても構わない。ただし、辞書は出題者が用意したものを使用するので、必要な場合には試験官に申し出ること。

*この問題を選択した場合には、解答用紙左上にある「問題番号」の欄に「5-1」あるいは「5-2」と記入すること。

問題 5 – 1

以下のドイツ語の文章を日本語に訳しなさい。

Früher war es das Fernsehen, das sich zum Beispiel während einer Naturkatastrophe als Medienplattform erwies. Nahezu alle Bürger bezogen Informationen von diesem Medium und konnten entsprechend reagieren. Das Fernsehen war ein Medium, dem man vertrauen konnte. Die Masse bezog nahezu dieselben Informationen. Die Demontage dieses Massenmediums, dazu zählen auch die Zeitungen, begann bereits vor mehr als zwanzig Jahren. 1985 kam es zu großen Veränderungen in der Marketingforschung. Es setzte ein Trend ein, die Masse der Konsumenten einzuteilen und nach bestimmten Vorlieben zu klassifizieren. Die Masse unterteilte sich mit einem Male nach bestimmten Vorlieben, wie Mangaliebhaber, Filmfreaks, nach Hobbys oder einem bestimmten Lifestyle. Mit dem raschen Aufleben des Internets Mitte der 1990er Jahre verstärkte sich dieser Trend zusehends. Man brauchte sich nun nicht mehr auf die Zeitungen oder das Fernsehen als alleinige Nachrichtenquellen zu verlassen. Ein neues Zeitalter mit neuartigen Nachrichtenstrukturen hatte begonnen.

問題 5 – 2

以下のフランス語の文章を日本語に訳しなさい。

À l'école et au collège, l'utilisation du téléphone portable pendant les heures de cours est interdite. L'élève ne peut donc pas l'utiliser ni en remplacement de sa calculatrice, ni pour consulter. Il pourra le faire pendant les heures d'interclasse ou de récréation, sauf mention contraire du règlement intérieur. Cette interdiction s'adressant aux enfants, les personnels ne doivent pas, pour leur part, entrer dans son champ d'application.

Au lycée, c'est le règlement intérieur qui s'applique. Le lycéen doit donc vérifier ce qui est édicté à ce propos dans le règlement intérieur qui lui est remis à la rentrée et qu'il doit approuver.

Les sanctions en cas d'utilisation sont également prévues par le règlement intérieur. Elles peuvent aller de la simple remarque jusqu'à la confiscation du téléphone, pendant une durée variable.

出典 *Direction de l'information légale et administrative* (le 03.05.2013) [一部改変]

平成 26 年度実施
東北大学大学院情報科学研究科
博士課程前期・後期入学試験問題
(2014 年 8 月 28 日)

共通外国語科目 第5群
(日本語)

- 試験終了後、答案用紙に加えて、この問題冊子も回収する。

問題

特定の芸術作品を一つ取り上げて、あなたの研究分野との関係も含めて、その作品を紹介しなさい。作品は、文学作品でも、音楽作品でも、マンガやアニメ、映画、テレビ番組でも構いません。また、作品は日本のものでなくとも構いません。

*日本語で答えてください。